

下請法・消費税転嫁対策特措法講習会 開催のお知らせ

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用する国の機関です。

このたび、公正取引委員会四国支所では、6月11日に松山市において広報行事「一日公正取引委員会」を開催しますが、このプログラムの一つとして、松山商工会議所との共催により、下請法と消費税転嫁対策特別措置法の基礎的な説明を行う講習会を開催いたします。

昨今の企業コンプライアンスにとって、下請法や消費税転嫁対策特別措置法の知識は必須なものとなっています。この機会に本講習会へ是非御出席いただき、これらの基礎的な知識を学んでいただきますよう御案内いたします。

また、「一日公正取引委員会」では、本講習会会場と同じ施設内に公取委職員による法律相談コーナー(無料、10:00～16:00)を設置していますので、そちらも御利用ください。

◆開催日時 平成26年6月11日(水)

●下請法講習会 13:00～14:30

●消費税特措法講習会 14:30～15:30

※どちらか一方のみの参加も可能です。

◆開催場所 松山市総合コミュニティセンター 2階「第2会議室」(松山市湊町7-5)

◆参加料 無料 ◆定員 先着70名まで

◆申込方法 公正取引委員会四国支所総務課まで、事業所名、出席者名、連絡担当者名、連絡先電話番号を、電話・FAXにて御連絡ください。(FAXの場合は、送信票等は不要です。下記に記載の上、本票のみを御送信ください。)

下請法・消費税転嫁対策特別措置法講習会 出席申込書

事業者名				
出席者名	下請法			
	消費税転嫁対策 特別措置法			
連絡窓口担当者名				
連絡先電話番号				

【申込み締切日：平成26年6月4日(水)】

※満席となり御出席いただけない場合のみ当方から連絡します。当方からの連絡がなければそのままご来場ください。

お問合せ・
お申し込み先

公正取引委員会四国支所

【担当】総務課総務係 TEL:087-834-1441
FAX:087-862-1994